



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月22日（火） 第9986号

目次

ページ

規 則

- 群馬県多文化共生・共創推進会議規則（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課） 2
- 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課） 2
- 群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労働政策課） 2

公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（業務プロセス改革課） 4
- 土地改良事業の換地処分（農村整備課） 5

教育委員会規則

- 群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（総務課） 6
- 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課） 6
- 群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則（同） 6
- 群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則（特別支援教育課） 7

教育委員会訓令

- 群馬県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令（総務課） 7

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 8
- 政治団体の異動事項 9
- 政治団体の解散届出 9
- 資金管理団体の名称等 10
- 資金管理団体の異動事項 10
- 資金管理団体の指定の取消し等 10

人事委員会規則

- 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 12
- 群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則 12

企業管理規程

- 群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程（経営戦略課） 12

正 誤

- 平成16年5月18日群馬県選挙管理委員会告示第32号（選挙管理委員会） 14
- 平成16年5月18日群馬県選挙管理委員会告示第35号（同） 14
- 平成27年7月17日群馬県選挙管理委員会告示第51号（同） 14

規則

群馬県多文化共生・共創推進会議規則をここに公布する。  
令和四年三月二十二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十号  
群馬県多文化共生・共創推進会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県多文化共生・共創推進条例(令和三年群馬県条例第八号。以下「条例」という。)第十六条の規定に基づき、群馬県多文化共生・共創推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び所掌事務)

第二条 推進会議は、委員十人以内をもって組織し、知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。

- 一 多文化共生・共創社会の形成の推進に関する重要事項
- 二 多文化共生・共創推進基本計画の進捗状況

(委員)

第三条 委員は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 推進会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十一号  
群馬県生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成十二年群馬県規則第百九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中「別記様式第十八号のとおり」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の例によるもの」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十八号までを削る。

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された改正前の別記様式第十八号による身分証明書は、改正後の第六十二条の規定による身分証明書とみなす。

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十二号

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

群馬県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

ふりがな 氏名	(性別) 男・女
------------	-------------

を

ふりがな 氏名
------------

に改める。

別記様式第二号中

席別
----

を

この規則は、公布の日から施行する。

年	月	日	男・女
年	月	日	

に改める。

**■ 公 告**

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

**1 調達内容**

- (1) 調達件名 群馬県財務会計システム構築業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日（土）まで

**2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定する日までの間において、群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (7) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。

**3 手続等**

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課デジタル基盤室システム管理係 電話027-226-2346 電子メールzaimu@pref.gunma.lg.jp
- (2) 企画提案要領等の交付 令和4年3月22日（火）から同年4月4日（月）までの毎日、群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 参加申込書、提案概要資料等の提出
  - ア 提出期限 令和4年4月4日（月）午後5時までに必着のこと。
  - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
  - ウ 提出方法 電子メール又は群馬県庁インターネットファイル共有システムにより提出すること。
- (4) 企画提案書等の提出
  - ア 提出期限 令和4年4月26日（火）午後5時までに必着のこと。
  - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
  - ウ 提出方法 電子メール又は群馬県庁インターネットファイル共有システムにより提出すること。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、企画提案要領による。

## 5 Summary

- (1) Contract content: Construct and maintenance of the next term Gunma Prefctural Government's financial accounting system.
- (2) Period of contract: From the day commencement through 31 March 2029
- (3) Deadline to submit application by Email: 4 April 2022, 5:00 p.m
- (4) Deadline to submit proposal documentaion data by Email: 26 April 2022, 5:00 p.m
- (5) Contact infomation: Business Process Reengineering Division, Department of Governational Strategy, Gunma Prefectual Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan, 371-8570, TEL: 027-226-2346(Japanese Language only), Email address: zaimu@pref.gunma.lg.jp

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営松義西部土地改良事業の換地処分を令和4年3月2日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和4年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

## 教育委員会規則

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

### 群馬県教育委員会規則第四号

#### 群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会事務局組織規則(平成十六年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表義務教育課の項中「人権・キャリア教育推進係」の下に「、夜間中学準備係」を加える。

第四条義務教育課の項に次の一号を加える。

三十 夜間中学の設置準備に関すること。

第四条高校教育課の項第二十六号中「及び県立特別支援学校」を削り、同条特別支援教育課の項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 県立特別支援学校の訴訟(教職員の人事に係るものを除く。)に関すること。

#### 附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

### 群馬県教育委員会規則第五号

#### 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号の二中「六日」を「十日」に改める。

#### 附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

### 群馬県教育委員会規則第六号

#### 群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第七号まで」を「第七号の二まで、第七号の七及び第七号の八」に改め、同項第七号中「場合」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。)」を加え、同項中第七号の三を第七号の六とし、第七号の二を第七号の五とし、第七号の次に次の三号を加える。

七の二 公立学校等会計年度任用職員(一週間の勤務日が三日以上とされている公立学校等会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている公立学校等会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるものであって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。第七号の七及び第七号の八において同じ。)が不妊治療を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において十日の範囲内の期間

七の三 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に産出する予定である女子の公立学校等会計年度任用職員が申し出た場合 産出の日までの申し出た期間

七の四 女子の公立学校等会計年度任用職員が産出した場合 産出の日の翌日から八週間を経過する日までの期間

七の五 公立学校等会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の産出に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 教育委員会が定める期間内における二日の範囲内の期間

七の六 公立学校等会計年度任用職員の妻が産出する場合であつてその産出予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該産出の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該産出に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内の期間

第十二条第二項中「第十一号及び第十二号」を「第九号及び第十号」に改め、第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第五号イ」を「第三号イ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「であつて、」の下に「六月以上の任期が定められているもの又は」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号中「であつて、」の下に「六月以上の任期が定められているもの又は」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同項第四号とし、同項第七号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同項第五号とし、同項中第八号を第六号とし、

第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同項第十一号中「第八号、第九号」を「第六号、第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十二号を第十号とする。

附則  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立特別支援学校管理に関する規則(昭和四十二年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、「総合的な学習の時間」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第十六条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

■ 教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第一号

事務局

各教育機関(学校を除く。)

群馬県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県教育委員会公文書管理規程(令和三年群馬県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

群馬県立北毛青少年自然の家  
同 妙義青少年自然の家

北青  
妙青

を

群馬県立北毛青少年自然の家

北青

に改める。

附則  
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

**■ 選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
国民民主党群馬県総支部連合会	浅野哲	浅野哲	前橋市箱田町596-1
	○		令和4年2月28日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
			届出年月日
石原優也後援会	石原優也	石原宗助	伊勢崎市連取町3337-2
	令和4年2月14日		
定方ひろみつ後援会	新井豊吉	定方宏允	伊勢崎市田部井町2-588-5
	令和4年2月7日		
女性市長を誕生させる会	中村豊	星野眞輝	沼田市上原町1756-200
	令和4年2月4日		
高橋利昌後援会	高橋利昌	高橋郁夫	伊勢崎市茂呂町1-261-3
	令和4年2月14日		
星野たえこを育てる会	中村豊	星野眞輝	沼田市上原町1756-200
	令和4年2月4日		



## ◎群馬県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和4年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

## 1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党群馬県太田支部	会計責任者の氏名	入沢金太	増尾雄一	令和4年 1月25日

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大川陽一後援会	会計責任者の氏名	大川陽一	目黒美姫	令和4年 2月17日
幸福実現党群馬東後援会	主たる事務所の所在地	桐生市相生町5-6-1 3	みどり市大間々町小平甲 1861-1	令和4年 2月1日
	代表者の氏名	渡邊正雄	星野太重	令和4年 2月1日
市民本位の民主市政をつくる会	会計責任者の氏名	大野豊文	吉村正子	令和4年 2月1日
須永さとし後援会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市西久保町1-2 8-1	伊勢崎市西久保町1-4 3-3	令和4年 2月15日

## ◎群馬県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岡田義弘後援会	岡田義弘	令和3年12月31日
創世会	岡田信弘	令和3年12月31日
ほたか会	津久井俊雄	令和4年2月25日

◎群馬県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
石原優也	伊勢崎市議会議員	石原優也後援会	伊勢崎市連取町3337-2	令和4年 2月11日
高橋利昌	伊勢崎市議会議員	高橋利昌後援会	伊勢崎市茂呂町1-261-3	令和4年 2月6日

◎群馬県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和4年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
須永聡	須永さとし後援会	主たる事務所 の所在地	群馬県伊勢崎市西久保町 1-28-1	群馬県伊勢崎市西久保町 1-43-3	令和4年 2月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
------------------	-----------	-----------------

岡田義弘	岡田義弘後援会	令和3年12月31日
------	---------	------------

人事委員会規則

群馬県職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第七号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第八号

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

- 第十二条第一項中「第七号まで」を「第七号の二まで、第七号の七及び第七号の八」に改め、同項第七号中「場合」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。)」を加え、同項中第七号の三を第七号の六とし、第七号の二を第七号の五とし、第七号の次に次の三号を加える。
七の二 会計年度任用職員(一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるものであって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。第七号の七及び第七号の八において同じ。)が不妊治療を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。一の年度において十日の範囲内の期間
七の三 六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合。出産の日までの申し出た期間
七の四 女子の会計年度任用職員が出産した場合。出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間

第十二条第一項第七号の六の次に次の二号を加える。
七の七 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合。任命権者が定める期間内における二日の範囲内の期間
七の八 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。当該期間内における五日の範囲内の期間

第十二条第二項中「第十一号及び第十二号」を「第九号及び第十号」に改め、第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第五号イ」を「第三号イ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「であつて、」の下に「六月以上の任期が定められているもの又は」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号中「であつて、」の下に「六月以上の任期が定められているもの又は」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同項第四号とし、同項第七号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同項第五号とし、同項第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同項第十一号中「第八号、第九号」を「第六号、第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号を第十号とする。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

企業管理規程

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月二十二日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

Table with 2 columns: '別表第四の9の表中「干渉的財産利益」を「因地的財産利益」に、' and 'を'. Rows include '貸付料', '賃借料', 'その他', '貸付料', '賃借料', '販売用土地', 'その他', '前期末における評価額について、洗滌法による戻入れ'.

「 戻入  
その他  
分譲土地  
団地造成  
勘定  
益を整理する。  
上記の科目に該当しないものを整理する。」  
を  
記

「 営業外  
費用  
主たる営業活動に係る費用  
以外の費用を整理する。」  
を  
記

「 販売用土  
地評価損  
分譲土地  
団地造成  
勘定  
期末における低価法による  
評価損を整理する。  
主たる営業活動に係る費用  
以外の費用を整理する。」  
を  
記

「 雑利息  
分譲土地  
土地造成  
勘定  
地区別  
地区別  
期末における低価法による  
評価損を整理する。」  
を  
記

「 雑利息  
この規程は、公布の日から施行する。」

## ■ 正 誤

## ○選挙管理委員会告示正誤

平成16年5月18日群馬県選挙管理委員会告示第32号(政治団体の名称等)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第8184号	4	下欄	26	三友美恵子後援会	三友美恵子後援会
第8184号	4	下欄	26	三友美恵子	三友美恵子

## ○選挙管理委員会告示正誤

平成16年5月18日群馬県選挙管理委員会告示第35号(資金管理団体の名称等)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第8184号	6	上欄	6	三友美恵子後援会	三友美恵子後援会
第8184号	6	上欄	6	三友美恵子	三友美恵子
第8184号	6	上欄	6	三友美恵子	三友美恵子

## ○選挙管理委員会告示正誤

平成27年7月17日群馬県選挙管理委員会告示第51号(政治団体の異動事項)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9316号	6	18	岡崎哲也	岡崎哲也
第9316号	6	20	岡崎哲也	岡崎哲也

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111